

登 録 規 程

特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟

(総則)

第1条 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟（以下、本連盟という）定款第5条(6)(7)(10)により登録規程を定める。

(目的)

第2条 登録とは、フロアホッケー競技において、本連盟傘下のレフェリー・インストラクター・競技者になることであり、本連盟及び本連盟に所属する各都県のフロアホッケー連盟(以下、支部という)が開催する大会・講習会・競技会等に「参加する権利」を得ることである。

2 本連盟及び支部は、登録料を、フロアホッケーを楽しみ、フロアホッケーを通じてインクルージョン社会実現の一助となるために、大会や多様な環境作りに役立てる。

(レフェリー・インストラクター・競技者登録)

第3条 レフェリー・インストラクター登録とは、本連盟・支部が主催等をする大会・講習会等で審判員及び指導者を務める者とする。

2 競技者登録とは、本連盟が主催・共催するカテゴリA・Bの大会及び支部が主催・共催するカテゴリC・Dの大会に参加する者で、ベンチ入りする選手・監督・コーチとする。(チームサポーターは含まない。)

3 本連盟に登録する際の氏名と性別は住民票記載事項に準ずる。

(遵守事項)

第4条 登録をした者（以下、登録者）は、本連盟が定めるすべての規約に従わなければならない。

2 登録者は、本連盟の「倫理規定」及び「倫理に関するガイドライン」を守り、フロアホッケー競技及び本連盟を侮辱、信用を損ない、品位を失う行為をしてはならない。

(登録料)

第5条 登録者の登録料は、下表のとおりとする。

種 別	年 額
競技者 (中学生以上、ベンチ入りする競技者・監督・コーチ)	1,500 円
レフェリー・インストラクター	3,000 円

(登録料の納入)

第6条 登録料は各年度の5月末日までに本連盟の指定する口座に納入する。

2 レフェリー・インストラクター登録した者が第3条の2に該当する大会に競技者として参加する場合は、競技者登録料を免除する。

3 支部のある都道府県在住競技者にあつては、各支部を通して登録料を納入する。なお、支部のある都道府県在住競技者がチーム等で活動している場合は、登録名簿を本連盟へ提出することで、登録料を一括納入することができる。

4 支部のない都道府県在住競技者にあつては、直接、本連盟が指定する口座へ納入する。

5 支部のない都道府県在住競技者がチーム等で活動している場合は、登録名簿を本連盟へ提出することで、登録料を一括納入することができる。

6 納入後、登録者には登録番号を付与して管理する。

7 一旦納入された登録料は返金しない。

(登録期間)

第7条 競技者登録の有効期間は、毎年、登録完了の日から年度末の3月31日までとする。

(登録変更)

第8条 登録者は、転居、転勤、転校等その他特別な事由においては登録を変更することができる。

2 登録の変更は登録者が変更申請書を本連盟に提出し、手続きを行う。

(登録会員の個人情報)

第9条 登録者の個人情報(以下、個人情報)は、本連盟の個人情報保護方針に従い取り扱われる。

2 個人情報は、登録者の管理、競技会等に関する情報の発信・公表、フロアホッケーに関する必要な連絡などに利用することができる。

3 個人情報は、本連盟・支部及び各大会実行委員会と必要に応じて共有することができる。

(登録取消)

第10条 登録者が本規程第4条に違反した場合は、資格停止・除名などの処分の対象となり得る。

(登録管理)

第11条 本連盟は、徴収した登録料の内、各支部内に居住する者の登録料については、登録料の1/3以内を支部におけるフロアホッケー普及のための費用として支部に補助することができる。

附則

1 この規程は、平成30年7月10日より施行する。

2 第3条において、「支部が主催・共催するカテゴリーC・Dの大会に参加する者」の登録については、登録は行わなければならないが、登録料支払いは、第3条の規定にかかわらず、全国に周知徹底するため、当分の間、免除することができる。

3 第3条において、小学生の競技者登録は免除する。

4 施行年度の平成30年は、第6条の規定にかかわらず、登録料を大会開催時までに本連盟へ納入することができる。

5 諸般の事情で5月末日までに登録を完了できなかった者については、登録料を当該大会開催時までに本連盟へ納入することができる。

施行	2018年(平成30年)	7月10日
改正	2019年(令和元年)	6月3日
改正	2024年(令和6年)	6月14日

登録規定の改定について

主旨: ○競技者登録にレフェリー・インストラクターを加えた登録形態に改訂した。